



® 平成 29 年 5 月 1 日 (月)  
No. 14436 1部370円 (税込み)

## 発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

## 特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆中国2015年知財に関する重要判例⑩

商標法上の使用行為及び登録商標の未使用時における損害賠償問題に関する研究 (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) ..... (8)

## 中国2015年知財に関する重要判例⑩

# 商標法上の使用行為及び登録商標の 未使用時における損害賠償問題に関する研究 －珠海格力電器股份有限公司と広東美的制冷設備有限公司との間の 商標権侵害紛争事件－

林達劉グループ<sup>1</sup>

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏啓学、李美燕

## 目次

はじめに

### I 事件の概況

1. 基本情報
2. 経緯

### II 本事件の争点に対する判定

1. 一審の主な争点及び判定

2. 二審の主な争点及び判定

### III 本事件の争点に関する研究

1. 商標法上の使用行為
2. 登録商標の未使用時における損害賠償問題

おわりに



SINCE 1891

## 特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 [asamura@asamura.jp](mailto:asamura@asamura.jp) [www.asamura.jp](http://www.asamura.jp)

所長 弁理士 金後水畑 井藤本中 晴義孝幹 建男光之生 啓一統太幸  
弁理士 後水畑 藤本中 義孝幹 男光之生 啓一統太幸  
弁理士 龜岩井松原 大日方 昌弘高  
弁理士 大日方 昌弘高

### 浅村法律事務所

所長 弁理士 浅村 昌弘高  
弁理士 和 田 研 史

会長 弁理士 浅池望大 村田月塚 幸良一裕 皓弘次貴郎之誠 登恵男  
弁理士 望大 月塚 良一 裕 弘次 貴郎之 誠 登恵男  
弁理士 大 塚 裕 弘 次 貴 郎 之 誠 登 恵 男  
弁理士 中 田 渡 岡 野 光

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: [law@asamura.jp](mailto:law@asamura.jp)  
弁理士 後藤 晴 男

副所長 弁理士 浅平白下 弓北 龜坂 伊福 昌啓克亮 麻育夏田 弘子則彦 理亮也子 里淳  
弁理士 白下 弓北 龜坂 伊福 昌啓 克亮 麻育 夏田 弘子 則彦 理亮 也子 里 淳  
弁理士 村山江村 削川 山倉 藤井 昌啓 克亮 麻育 夏田 弘子 則彦 理亮 也子 里 淳  
弁理士 削川 山倉 藤井 昌啓 克亮 麻育 夏田 弘子 則彦 理亮 也子 里 淳

弁理士 松川 直 樹

弁理士 山井金新 高篠水田 林 口上森村 田野中 康洋久守 伸卓裕 祐銘 明一司男 一宏 宣子三

弁理士 和 田 研 史

## はじめに

本事件は、「2015年中国裁判所知的財産典型判例50」に選出された事例である。裁判所は、本事件において、商標法上の使用行為に対する認定について、十分に解釈、分析を行い、かつ、実際に使用されていない登録商標に基づく損害賠償請求権は成立しないと判示した。本事件の判決は改正前の2001年商標法「以下、旧『商標法』という」を適用して言い渡されたものの、係る問題の審理に対して依然として指導的な意義を有する。

## I 事件の概況

## 1. 基本情報

原告(二審被上訴人): 珠海格力電器股份有限公司

被告1(二審上訴人): 広東美的制冷設備有限公司

被告2: 珠海市泰峰電業有限公司

判決情報:

一審: 広東省珠海市中等裁判所(2013)珠中法知民初字第1498号民事判決書

二審: 広東省高等裁判所(2015)粵高法民三終字第145号民事判決書

## 2. 経緯



(図1: 被疑侵害商標)

五谷丰登

(図2: 本件登録商標)

珠海格力電器股份有限公司(以下「格力社」という)は、指定商品が第11類の空調装置、ファン、電気ストーブ等である登録商標「五谷豊登」(図2、登録番号: 8059133)の専用権者で、その有効期限は2011年4月21日から2021年4月20日までである。格力社は、当該商標の登録後、商業活動中に直ちに使用せず、2013年末になってはじめて、関連会社との間で「物品供給契約」及び「仕入契約」を締結し、「五谷豊登(型番: KF-72LW/(72369)Bb-3)」というエアコン製品を製造、販売し始め

た。格力社は調査を経て、広東美的制冷設備有限公司(以下「美的社」という)がその製造するエアコン製品に本件登録商標「五谷豊登」と同一の商標(図1)を使用し、かつ、美的社のウェブサイトにおいて、計19種類の型番のエアコン製品に「五谷豊登」標識を使用し、珠海市泰峰電業有限公司(以下「泰峰社」という)が被疑侵害商標「五谷豊登」を付したエアコン製品を販売していることを見付けた。格力社は、美的社と泰峰社が自社の登録商標専用権を侵害しているとして、2013年11月8日に珠海市中等裁判所に訴訟を提起し、美的社に対して直ちに「五谷豊登」商標の使用の差止め、その経済的損失500万元と権利侵害行為を制止するために支出した合理的費用5510元の賠償金の支払い、及び美的社のウェブサイトと全国紙に謝罪声明を掲載することで悪影響を除去すること、並びに美的社と泰峰社に対して「五谷豊登」標識を付したエアコン製品の販売差止めを命じるよう請求した。

被告である美的社は、先使用、善意の使用、合理的使用に係る抗弁を提出し、自社の行為は、商標法上の他人の登録商標に対する使用行為に当たらず、かつ、格力社は本件登録商標を登録していたものの、訴訟の提起時まで実際に使用していなかったため、格力社の登録商標専用権を侵害していないと主張した。

一審裁判所は、審理を経て、「美的社が格力社の許諾を得ずに、その製造、販売する19種類の被疑侵害製品に格力社の第8059133号登録商標と同一の商標標識『五谷豊登』を使用した行為、泰峰社がその事業場所で『五谷豊登』標識を付した美的社のエアコン製品を販売した行為は、格力社が法により有する第8059133号『五谷豊登』登録商標専用権を侵害している。」と判示した。したがって、美的社と泰峰社に対して、侵害製品の製造、販売の差止め、並びに、美的社に対して、格力社の経済的損失380万元と権利保護のために支出した5510元の支払い、及び謝罪声明の掲載を命じ、格力社のその他の訴訟上の請求は棄却した。

美的社は、一審判決を不服として、広東省高等裁判所に上訴を提起した。二審裁判所は、審理を経て、「美的社は格力社の登録商標専用権を侵害している」として、美的社に対して、権利侵害行